

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年12月25日(2014.12.25)

【公開番号】特開2014-213178(P2014-213178A)

【公開日】平成26年11月17日(2014.11.17)

【年通号数】公開・登録公報2014-063

【出願番号】特願2013-95939(P2013-95939)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】平成26年10月23日(2014.10.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技を行うことが可能な遊技機であって、

回路基板を収納する第1被覆体及び第2被覆体からなる基板ケースと、

前記第1被覆体と前記第2被覆体とを封止状態とする封印シールと、

前記基板ケースに貼付された封印シールを被覆可能な封印シール被覆部材と、

を備え、

前記封印シールは、

該封印シールの粘着力を低下させるために所定の溶剤が用いられたときに該溶剤が使用された痕跡を残す溶剤使用特定部を有し、

該封印シールの粘着力を低下させるために所定の溶剤が用いられたときに発色する溶剤発色部からなり、

前記溶剤発色部は、該溶剤発色部の経時変化により発色する色とは異なる色に発色することを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

前記課題を解決するために、本発明の請求項1に記載の遊技機は、

遊技を行うことが可能な遊技機(例えば、スロットマシン1/パチンコ遊技機1001)であって、

回路基板(例えば、遊技制御基板40/主基板1031)を収納する第1被覆体(例えば、ベース部材201/ベース部材1201)及び第2被覆体(例えば、カバー部材202/カバー部材1202)からなる基板ケース(例えば、基板ケース200/基板ケース1200)と、

前記第1被覆体と前記第2被覆体とを封止状態(例えば、基板ケースが開封されたらその痕跡が残るように閉鎖した第2封止状態)とする封印シール(例えば、封印シール40

0 / 封印シール 1 4 0 0) と、

前記基板ケースに貼付された封印シールを被覆可能な封印シール被覆部材（例えば、シール保護カバー 2 2 8 / シール保護カバー 1 2 2 8 ）と、
を備え、

前記封印シールは、該封印シールの粘着力を低下させるために所定の溶剤が用いられたときに該溶剤が使用された痕跡を残す溶剤使用特定部（例えば、所定の剥離液（例えば、溶剤 A や溶剤 B など）と接触することにより該剥離液に溶解する特殊インクにて印刷形成された第 1 溶剤使用表示部 4 5 0 A ~ 4 5 0 D、第 2 溶剤使用表示部 4 6 0 A ~ 4 6 0 D / 第 1 溶剤使用表示部 1 4 5 0 A ~ 1 4 5 0 D、第 2 溶剤使用表示部 1 4 6 0 A ~ 1 4 6 0 D）を有し、

該封印シールの粘着力を低下させるために所定の溶剤が用いられたときに発色する溶剤発色部（例えば、予め混入された無数のマイクロカプセル 4 0 1 a, 4 0 1 b が溶剤 A, B に接触することにより溶解して内封されている青色インクが流出することにより青色に発色するシール基材 4 0 1 / シール基材 1 4 0 1 ）からなり、

前記溶剤発色部は、該溶剤発色部の経時変化（例えば、経年劣化）により発色する色（例えば、赤色）とは異なる色（例えば、青色）に発色する
ことを特徴としている。

この特徴によれば、溶剤を使用して封印シールの粘着力を低下させようとした場合、該封印シールの溶剤使用特定部に該溶剤が使用された痕跡が残ることで、溶剤を使用して封印シールの粘着力を低下させようとしたことがわかるようになるため、溶剤により剥離した封印シールを再度貼付するといった不正行為を抑制するとともに、封印シールは封印シール被覆部材により被覆されることで、封印シールを剥離するには封印シール被覆部材を取り外さなければならず手間がかかるようになるため、不正行為を抑制することができる。また、溶剤を使用して封印シールの粘着力を低下させたときに溶剤発色部が発色する色が、経時変化より発色する色とは異なることで、溶剤発色部が溶剤により発色したものか経時変化により発色したものかを判断しやすくなる。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 1】

本発明の手段 1 に記載の遊技機は、請求項 1 に記載の遊技機であって、

前記第 1 被覆体（例えば、ベース部材 2 0 1 / ベース部材 1 2 0 1 ）に設けられた第 1 被覆体側封印シール貼付部（例えば、ベース側封印部 2 2 9 / ベース側封印部 1 2 2 9 ）と、前記第 2 被覆体（例えば、カバー部材 2 0 2 / カバー部材 1 2 0 2 ）に設けられた第 2 被覆体側封印シール貼付部（例えば、カバー側封印部 2 2 4 / カバー側封印部 1 2 2 4 ）と、を含む封印シール貼付部を備え、

前記封印シールが前記第 1 被覆体側封印シール貼付部と前記第 2 被覆体側封印シール貼付部とに跨るように貼付されたときに該第 1 被覆体側封印シール貼付部と該第 2 被覆体側封印シール貼付部との境界部（例えば、境界部 Z ）に位置しない部分に前記溶剤使用特定部が配置されている（例えば、図 1 5 (a) に示すように、封印シール 4 0 0 は、基板ケース 2 0 0 に貼付されたときに境界部 Z に掛からない位置に第 1 溶剤使用表示部 4 5 0 A ~ 4 5 0 D、第 2 溶剤使用表示部 4 6 0 A ~ 4 6 0 D が印刷されている。 / 図 3 3 (a) に示すように、封印シール 1 4 0 0 は、基板ケース 1 2 0 0 に貼付されたときに境界部 Z に掛からない位置に第 1 溶剤使用表示部 1 4 5 0 A ~ 1 4 5 0 D、第 2 溶剤使用表示部 1 4 6 0 A ~ 1 4 6 0 D が印刷されている。 ）

ことを特徴としている。

この特徴によれば、封止状態としたときに溶剤使用特定部が境界部に掛かることがないので、例えば、遊技店において回路基板の検査等のために封印シールを破断して基板ケー

スを開放したことにより溶剤使用特定部が破断してしまうことで、それ以前に溶剤と接触した痕跡が表れていたことが判りにくくなってしまうことが防止される。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

本発明の手段2に記載の遊技機は、請求項1または手段1に記載の遊技機であって、前記溶剤使用特定部は、前記封印シール（例えば、封印シール400）が前記基板ケース（例えば、基板ケース200）に貼付されたときに前記回路基板（例えば、遊技制御基板40）において制御用マイクロコンピュータ（例えば、メイン制御部41（メインCP U41a、ROM41b、RAM41c、I/Oポート41d））が実装される実装面（例えば、実装面40a）と同方向を向く部分に配置されている（例えば、図15（a）に示すように、封印シール400は、基板ケース200に貼付されたときに実装面40aと同方向（上方）を向く部分である上部領域R1に第1溶剤使用表示部450Aが配置されている）

ことを特徴としている。

この特徴によれば、溶剤使用特定部及び制御用マイクロコンピュータの実装面の双方と一緒に視認することができることで、溶剤使用特定部及び制御用マイクロコンピュータに対する不正行為の確認作業を容易に行うことが可能となるため、作業負担を軽減できる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

本発明の手段3に記載の遊技機は、請求項1、手段1、手段2のいずれかに記載の遊技機であって、

前記封印シール（例えば、封印シール400／封印シール1400）は、各々を識別可能な識別情報（例えば、シリアル番号や2次元バーコードなど）が表示された識別情報表示部（例えば、第1識別情報表示部451／第1識別情報表示部1451、第2識別情報表示部452／第2識別情報表示部1452）を有し、

前記基板ケースに貼付されたときに互いに同方向を向く部分に前記溶剤使用特定部と前記識別情報表示部とが配置されている（例えば、図15（a）に示すように、封印シール400は、基板ケース200に貼付されたときに互いに同方向（上方）を向く部分である上部領域R1に第1溶剤使用表示部450Aと第1識別情報表示部451及び第2識別情報表示部452とが配置されている。／図33（a）に示すように、封印シール1400は、基板ケース1200に貼付されたときに互いに同方向（右側方）を向く部分である右側方領域R10に第1溶剤使用表示部1450A、1450Bと第1識別情報表示部1451及び第2識別情報表示部1452とが配置されている）

ことを特徴としている。

この特徴によれば、溶剤使用特定部及び識別情報表示部の双方と一緒に視認することができることで、溶剤使用特定部及び識別情報表示部の確認作業を容易に行うことが可能となるため、作業負担を軽減できる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

本発明の手段6に記載の遊技機は、請求項1、手段1～手段5のいずれかに記載の遊技機であって、

前記基板ケース（例えば、基板ケース200／基板ケース1200）は、前記封印シール（例えば、封印シール400／封印シール1400）が貼付される封印シール貼付部（例えば、ベース側封印部229、カバー側封印部224／ベース側封印部1229、カバー側封印部1224）を有し、

前記封印シール貼付部の周囲には、貼付された封印シールの周囲を囲むように周壁部（例えば、位置決め凸条411，421／位置決め凸条1411，1421）が形成されている

ことを特徴としている。

この特徴によれば、封印シールを剥離する際に周囲の周壁部が邪魔になって剥離しにくくなるため、溶剤により剥離した封印シールを再度貼付するといった不正行為を抑制できる。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0058

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0058】

このようにスタートスイッチ7を除く各種電気部品と遊技制御基板40とを、スロットマシン1の本体（本実施例では、筐体1a）所定箇所に取り付けた電源基板101及び各中継基板110、120、80を経由して配線接続することで、遊技制御基板40からスロットマシン1の本体所定箇所に個々に配設される複数の電気部品との配線の取りまとめが容易になるとともに、コネクタ接続部が常に中継基板または遊技制御基板40に設けられることになり、これにより各電気部品それぞれのコネクタ接続部が固定されるため、配線接続作業時においてコネクタ接続部を探したり、接続する配線の種類を間違うこと等が防止される。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0069

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0069】

また、本実施例では、ゲームの進行に応じて遊技制御基板40に対して信号を入力する第1の電気部品5、6、7、8、31、33L、33C、33R、35及びゲームの進行に応じて遊技制御基板40から信号が出力される第2の電気部品32L、32C、32R、34のうち、スタートスイッチ7と遊技制御基板40との間のコネクタ接続のみコネクタ規制部材650を設けてコネクタ同士の接続の解除を規制している。すなわちその信号がなければ遊技を進行させることができない電気部品の一つであるスタートスイッチ7（スタートスイッチ7からの信号が入力されなければゲームを開始することが不可能となる）と遊技制御基板40との間のコネクタ接続のみコネクタ規制部材650を設けてコネクタ同士の接続の解除を規制しており、他の電気部品と遊技制御基板40との間でコネクタ同士の接続を解除して打ち込み器具のコネクタに差し替えた場合でも、実質的に遊技を自動的に進行させることができなくなるため、最小限の規制で不正行為を防止することができる。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0084

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0084】**

そして、サブC P U 9 1 aは、その起動時においてR A M 9 1 cの全ての領域に格納されたデータに基づいてR A M パリティを計算し、R A M パリティが0であることを条件に、R A M 9 1 cに記憶されているデータに基づいてサブC P U 9 1 aの処理状態を電断前の状態に復帰させるが、R A M パリティが0でない場合（1の場合）には、R A M 異常と判定し、R A M 9 1 cを初期化するようになっている。この場合、サブC P U 9 1 aと異なり、R A M 9 1 cが初期化されるのみで演出の実行が不能化されることはない。

【手続補正10】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0121****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0121】**

（基板ケース）

基板ケース200は、図6に示すように、回路基板の一例である遊技制御基板40の裏面（他面）40b側を覆う第1被覆体としてのベース部材201と、遊技制御基板40の実装面（一面）40a側を覆う第2被覆体としてのカバー部材202と、から構成され、遊技制御基板40を挟持するように組み付けられるものである。尚、遊技制御基板40の実装面40aには、特に詳細な図示はしないが、メインC P U 4 1 a、R O M 4 1 b、R A M 4 1 c、I / O ポート41dを備えたマイクロコンピュータ（制御用マイクロコンピュータ）からなるメイン制御部41や、他の基板からのケーブルの一端に設けられたケーブル側コネクタ等が接続される基板側コネクタ620a～620d等が多数実装されている。

【手続補正11】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0133****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0133】**

取付封止片230、予備用取付封止片231、予備用封止片232の筒状部は、上面が開口する有底四角筒状に形成され、内部にワンウェイネジ240a～240cを収納可能な大きさを有し、ワンウェイネジ240a～240cの上部を収納可能な大きさに形成されるとともに、底部には、ワンウェイネジ240a～240cの頭部の直径よりも小径の取付孔234、235が形成されている。取付孔234は、封止状態において、ネジ孔210の対向位置に配置される。取付孔235は、後述する取付状態において、ネジ穴316a、316bの対向位置に配置される。

【手続補正12】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0140****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0140】**

そして、各係合片220が各係合溝250の端部に当接するとともに、カバー側溶着部223の右端部が規制片（図示略）に当接してスライド移動が規制されると、左側の短辺では、ベース部材201の係止片203、203が挿通穴222、222内に挿通される。このように、各係合片220が各係合溝250に係合され、カバー側溶着部223の右端部が規制片（図示略）に係止され、係止片203、203が挿通穴222、222内に挿通されることによりベース部材201にカバー部材202が組み付けられ、ベース部材201に対するカバー部材202の組付位置が決定し、ベース部材201とカバー部材2

0 2 とが位置合わせ（合体）されてベース部材 2 0 1 の開口が閉鎖された閉鎖状態（係止状態）となり、後述する封止が可能な状態となる（図 9 及び図 10 参照）。

【手続補正 1 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 4 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 1 4 5】

封印シール 4 0 0 は、図 15 (a) に示す封印シール 4 0 0 の正面視において左右幅方向を向く長辺 L 1 0 と上下方向を向く短辺 L 2 0 とを有する略長方形形状に形成されており、図 15 (b) に示すように、封印シール 4 0 0 は、封印シール 4 0 0 を貼付可能とするための粘着剤層 4 0 2 と、該粘着剤層 4 0 2 が形成されるシール基材 4 0 1 と、から構成されており、粘着剤層 4 0 2 の表面には剥離紙 4 0 4 が貼付されている。この剥離紙 4 0 4 は封印シール 4 0 0 を基板ケース 2 0 0 に貼り付ける際に剥離される。尚、粘着剤層 4 0 2 は、シール基材 4 0 1 の全域にわたり設けられている。

【手続補正 1 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 2 2 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 2 2 5】

底板 3 1 0 a における右側の短辺部近傍には、基板ケース 2 0 0 の取付封止片 2 3 0 及び予備用取付封止片 2 3 1 に挿通されるワンウェイネジ 2 4 0 a , 2 4 0 b が取り付けられるネジ穴 3 1 6 a , 3 1 6 b が形成された取付台座 3 1 5 が装着される台座装着穴 3 1 7 が形成されている。取付台座 3 1 5 は、底板 3 1 0 a の裏面側から台座装着穴 3 1 7 内に嵌合により装着されるようになっている。装着時においては、図 13 (a) に示すように、ネジ穴 3 1 6 a , 3 1 6 b は底板 3 1 0 a の前面よりも前方に突出した状態で取付封止片 2 3 0 及び予備用取付封止片 2 3 1 の取付孔 2 3 5 , 2 3 5 に対向配置されるようになっている。

【手続補正 1 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 2 4 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 2 4 0】

また、仮止め状態としたときに、カバー部材 2 0 2 における取付封止片 2 3 0 及び予備用取付封止片 2 3 1 が取付台座 3 1 5 に対向配置され、取付封止片 2 3 0 及び予備用取付封止片 2 3 1 の取付孔 2 3 5 , 2 3 5 が取付台座 3 1 5 のネジ穴 3 1 6 a , 3 1 6 b に合致する。ここで、図 13 (a) に示すように、取付封止片 2 3 0 内に収容されていたワンウェイネジ 2 4 0 a をドライバーによりネジ穴 3 1 6 a に螺入すると、可動ベース 3 0 2 に対して基板ケース 2 0 0 が離脱不能に取り付けられる。

【手続補正 1 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 2 4 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 2 4 1】

すなわち、ワンウェイネジ 2 4 0 a は、一度ネジ穴 3 1 6 a に取り付けられると、ドライバー等の工具を操作溝に差し込んで、ワンウェイネジ 2 4 0 a を逆回転させることができない、つまり二度とネジ穴 3 1 6 a から取り外すことはできない取付部材であるため

、基板ケース 200 は、該基板ケース 200 または可動ベース 302 等の所定部位（例えば取付封止片 230 の切断片 233 等）を切断（破壊）しない限り可動ベース 302 から取り外すことができない取付状態で取り付けられる。

【手続補正 17】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0242

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0242】

また、遊技制御基板 40 の検査等のために基板ケース 200 を可動ベース 302 から取り外す場合、取付封止片 230 の切断片 233 を切断する必要があるばかりか、ネジ穴 316a にねじ込まれたワンウェイネジ 240a 及び基板ケース 200 から切断された取付封止片 230 を取付台座 315 から取り外すことができず、可動ベース 302 に保持されて残存するため、当該取付封止片 230 にワンウェイネジ 240a を取り付け、同じように可動ベース 302 に取り付けることはできない。すなわち、一度可動ベース 302 に対する基板ケース 200 の取付状態を解除した後は、一度取付に使用した取付封止片 230 とは別の予備用取付封止片 231 に予備のワンウェイネジ 240b を取り付け、別のネジ穴 316b に取り付けることになる。

【手続補正 18】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0254

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0254】

また、本実施例では、基板ケース 200 は、図 2 に示すように、筐体 1a の背板上部に取り付けられている。また、各種ケーブル 600a ~ 600c、600k が接続される基板側コネクタ 620a ~ 620c 等が臨むコネクタ用開口 236a ~ 236g は、基板ケース 200 の下辺部に沿って配設されている。そして、遊技制御基板 40 に接続されるこれらケーブル 600a ~ 600c、600k のうち、ケーブル 600a ~ 600c は、図 14 に示すように、基板ケース 200 の下方位置において筐体 1a の左側板内面に設けられた配線フック HF によりまとめて配線されている。また、他のケーブル 600k は下方に延設され、筐体 1a における基板ケース 200 よりも下方位置に配設されたリール中継基板 120 等に接続されている。

【手続補正 19】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0266

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0266】

また、封印シール 400 は、回路基板の一例である遊技制御基板 40 において制御用マイクロコンピュータ（メイン CPU 41a、ROM 41b、RAM 41c、I/O ポート 41d を備えたマイクロコンピュータ）が実装される実装面 40a と同方向（上方）を向く部分である上部領域 R1 に第 1 溶剤使用表示部 450A 及びシール基材 401 の左方側に配置された第 2 溶剤使用表示部 460A ~ 460C が配置されているため、第 1 溶剤使用表示部 450A、シール基材 401 の左方側に配置された第 2 溶剤使用表示部 460A ~ 460C 及び制御用マイクロコンピュータの実装面 40a の双方を一緒に視認することができる（図 14 (a) 及び図 20 (a) 参照）、溶剤使用表示部 450A 及び制御用マイクロコンピュータ（メイン CPU 41a、ROM 41b、RAM 41c、I/O ポート 41d を備えたマイクロコンピュータ）に対する不正行為の確認作業を容易に行うことが可能となるため、作業負担を軽減できる。

【手続補正 2 0】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0 2 6 7****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0 2 6 7】**

尚、制御用マイクロコンピュータ（メインC P U 4 1 a、R O M 4 1 b、R A M 4 1 c、I / O ポート4 1 dを備えたマイクロコンピュータ）に対する不正行為の確認作業とは、例えば、メインC P U 4 1 a、R O M 4 1 b、R A M 4 1 c、I / O ポート4 1 dに不正な回路基板が接続されていたり、メインC P U 4 1 a、R O M 4 1 b等が不正なC P U、R O M等に交換されたりしていないかを確認する作業であるため、これらが搭載される実装面4 0 aと溶剤使用表示部4 5 0 Aとが上方に向けて配置されていれば、基板ケース2 0 0の前面側から双方の状況を一度に確認することが可能となる。

【手続補正 2 1】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0 2 6 9****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0 2 6 9】**

また、本実施例では、封印シール4 0 0は、これら第1溶剤使用表示部4 5 0 A、シール基材4 0 1の左方側に配置された第2溶剤使用表示部4 6 0 A～4 6 0 C、第1識別情報表示部4 5 1及び第2識別情報表示部4 5 2とが互いに同方向（上方）を向く部分である上部領域R 1に配置されていることで、制御用マイクロコンピュータ（メインC P U 4 1 a、R O M 4 1 b、R A M 4 1 c、I / O ポート4 1 dを備えたマイクロコンピュータ）が実装される実装面4 0 aと同方向（上方）を向くことになることで、第1溶剤使用表示部4 5 0 A、シール基材4 0 1の左方側に配置された第2溶剤使用表示部4 6 0 A～4 6 0 C、第1識別情報表示部4 5 1及び第2識別情報表示部4 5 2の確認作業と一緒に、制御用マイクロコンピュータに対する不正行為の確認作業を容易に行うことが可能となるため、作業負担を軽減できる。

【手続補正 2 2】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0 2 8 1****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0 2 8 1】**

また、本実施例1では、ベース側封印部2 2 9及びカバー側封印部2 2 4からなる封印部の周囲には、貼付された封印シール4 0 0の周囲を囲むように周壁部である位置決め凸条4 1 1，4 2 1が形成されていることで、封印シール4 0 0を剥離する際に周囲の位置決め凸条4 1 1，4 2 1が邪魔になって剥離しにくくなるため、溶剤により剥離した封印シール4 0 0を再度貼付するといった不正行為を抑制できる。

【手続補正 2 3】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0 2 9 4****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0 2 9 4】**

尚、本実施例では、基板ケース2 0 0の被取付部としての取付封止片2 3 0、予備用取付封止片2 3 1が取り付けられる可動ベース3 0 2の取付部としてのネジ穴3 1 6 a，3 1 6 bを有する取付台座3 1 5は、可動ベース3 0 2に対して取り付け、取り外し可能に設けられているため、基板ケース2 0 0を2回取り外した場合でも、取付台座3 1 5のみ

を交換すれば、可動ベース 302 を交換せずに使いまわすことが可能であるが、これらネジ穴 316a, 316bは可動ベース 302 に直接形成されていてもよい。

【手続補正 24】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0304

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0304】

遊技領域 1007 の中央付近には、液晶表示装置（LCD）で構成された演出表示装置 1009 が設けられている。演出表示装置 1009 では、第1特別図柄または第2特別図柄の可変表示に同期した演出図柄（飾り図柄）の可変表示（変動）が行われる。よって、演出表示装置 1009 は、識別情報としての演出図柄（飾り図柄）の可変表示を行う可変表示装置に相当する。演出表示装置 1009 は、演出制御基板 1080 に搭載されている演出制御用マイクロコンピュータによって制御される。演出制御用マイクロコンピュータが、第1特別図柄表示器 1008a で第1特別図柄の可変表示が実行されているときに、その可変表示に伴って演出表示装置 1009 で演出表示を実行させ、第2特別図柄表示器 1008b で第2特別図柄の可変表示が実行されているときに、その可変表示に伴って演出表示装置 1009 で演出表示を実行させるので、遊技の進行状況を把握しやすくすることができる。

【手続補正 25】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0342

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0342】

演出制御用 CPU 1120 は、受信した演出制御コマンドに従ってキャラクタ ROM（図示略）から必要なデータを読み出す。キャラクタ ROM は、演出表示装置 1009 に表示されるキャラクタ画像データ、具体的には、人物、文字、図形または記号等（演出図柄を含む）をあらかじめ格納しておくためのものである。演出制御用 CPU は、キャラクタ ROM から読み出したデータを VDP（図示略）に出力する。VDP は、演出制御用 CPU 1120 から入力されたデータに基づいて表示制御を実行する。

【手続補正 26】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0345

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0345】

さらに、演出制御用 CPU 1120 は、出力ポート（図示略）を介してランプドライバ基板 1035 に対して LED を駆動する信号を出力する。また、演出制御用 CPU は、出力ポート（図示略）を介して音声制御基板 1070 に対して音番号データを出力する。

【手続補正 27】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0370

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0370】

このようにシール保護カバー 1228 は、カバー部材 1202 の前面側から後面側に向けて押し込むことでカバー部材 1202 に係止することができるようになっている。そして係止された装着状態において、第1被覆片 1620 及び第2被覆片 1621 の内面周縁が位置決め凸条 1411, 1421 及び位置決め角部 1412, 1422それぞれの当接

規制面 1413, 1423 に当接することで、第 1 被覆片 1620 及び第 2 被覆片 1621 の内面側辺部と封印シール 1400 の表面 1400a との対向面が互いに離間配置されて非接触状態に維持される。よって、シール保護カバー 1228 を当接規制面 1413, 1423 に当接した状態で前後にスライドさせて封印部 1224, 1229 に対して着脱する際ににおいても、封印シール 1400 に接触することがないとともに、装着した状態において、シール保護カバー 1228 に何らかの外力が付与されても、封印シール 1400 に直接伝わることがないので、封印シール 1400 の破損が防止される。

【手続補正 28】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0378

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0378】

また、封印シール 1400 は、該封印シール 1400 の粘着力を低下させるために所定の溶剤（例えば、溶剤 A や溶剤 B など）が用いられたときに該溶剤が使用された痕跡を示す第 1 溶剤使用表示部 1450A ~ 1450D や第 2 溶剤使用表示部 1460A ~ 1460D を有することで、溶剤を使用して封印シール 1400 の粘着力を低下させようとした場合、該封印シール 1400 の第 1 溶剤使用表示部 1450A ~ 1450D や第 2 溶剤使用表示部 1460A ~ 1460D に該溶剤が使用された痕跡（例えば、第 1 溶剤使用表示部 1450A ~ 1450D や第 2 溶剤使用表示部 1460A ~ 1460D が薄くなる）が残ることで、溶剤を使用して封印シール 1400 の粘着力を低下させようとしたことがわかるようになるため、例えば、第 3 者が溶剤により封印シール 1400 を剥離して基板ケース 1200 を開封した後、不正な主基板 1031 を収納した基板ケース 1200 に、剥離した封印シール 1400 を再度貼付されても、基板ケース 1200 が開封されたことを容易に判別することが可能となる。

【手続補正 29】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0391

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0391】

また、図 24 に示すように、本実施例 2 では、基板ケース 1200 は、パチンコ遊技機 1001 の背面略中央位置に取り付けられている。また、各種ケーブル 1700 が接続される基板側コネクタ（図示略）が臨むコネクタ用開口 1236 は、基板ケース 1200 の上辺部に沿って配設されている。そして、主基板 1031 に接続されるこれらケーブル 1700 は、例えば右側方の配線挿通部 1750 にまとめて挿通されている。

【手続補正 30】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0397

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0397】

また、本実施例 2 では、ベース側封印部 1229 及びカバー側封印部 1224 からなる封印部の周囲には、貼付された封印シール 1400 の周囲を囲むように周壁部である位置決め凸条 1411, 1421 が形成されていることで、封印シール 400 を剥離する際に周囲の位置決め凸条 1411, 1421 が邪魔になって剥離しにくくなるため、溶剤により剥離した封印シール 400 を再度貼付するといった不正行為を抑制できる。